

宮古島市第3次障がい者計画（第6期障がい福祉計画及び
第2期障がい児福祉計画）策定支援業務委託仕様書

1 事業名称

宮古島市第3次障がい者計画（第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画）策定支援業務

2 目的

本業務は、「宮古島市第2次障がい者計画」と整合性を図り令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とした「宮古島市第3次障がい者計画」を作成することを目的とする。

又、本業務では、障害者総合支援法及び児童福祉法、国の基本指針に基づき、地域の実情に合わせて障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービスの種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策等を示すための計画として、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「宮古島市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月24日までとする。

4 関連行政計画等

策定にあたっては、国及び沖縄県の計画との整合性を図りつつ、「宮古島市総合計画」「宮古島市地域福祉計画」など関連する他の計画と整合性を図ること。

5 業務内容

受託者は、事業目的に基づき、本市と十分に協議しながら以下の業務を行うこと。

(1) 基礎調査の実施

ア 調査対象者（予定）

①身体障害者手帳保持者	2, 314名
②療育手帳保持者	497名
③精神保健福祉手帳保持者	544名
④難病患者	438名

※発達障害者については、相談支援事業所等関係者に別途アンケート及びヒアリング等を実施すること。

イ 調査項目の検討

受託者の提案による設問及び本市が設定した設問に基づき調査票を構成し作成すること。

ウ 調査票の発送及び回収等

- ①調査票の印刷・製本
- ②郵送用・返信用封筒印刷

- ③調査票の発送及び回収
- エ ヒアリング調査実施
 - ①関係各課ヒアリング
 - ②関係団体ヒアリング
- オ 分析及び調査報告
 - ①各種調査の分析
 - ②調査報告書の作成

(2) 計画策定業務

ア 宮古島市第3次障がい者計画原案の作成

調査報告書や宮古島市第2次障がい者計画を踏まえ、施策の体系、重点施策（指標設定を含む。）、推進していくための方策等を明確にしたうえで、本市と協議しながら、宮古島市障がい者計画の原案を作成すること。

イ 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定

計画の策定について、推計人口等や各種調査等の結果に基づき、本市全域及び設定区域ごとに、宮古島市が実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス種類ごとの「量の見込み」を算出し、それに対応する「確保方策」原案を提示すること。

ウ 宮古島市障がい者施策推進協議会の支援

宮古島市障がい者施策推進協議会を概ね3回を予定し、次のコンサルティング業務を担う。資料作成、必要な助言、会議の出席、議事録（要旨）の作成等、会議運営支援を行うこと。又、会議での討議結果をその後の作業に反映させること。

(3) 原案作成当たって

原案は、宮古島市障がい者施策推進協議会の審議や検討結果等に基づき、修性を行うこと。本市の現状と課題を再度、分析・整理し、施策の体系、重点施策、指標設定、事業を推進していくための確保方策等を明確にしたうえで、本市と協議しながら、次期宮古島市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体的に作成すること。作成にあたっては、図表やイラストを適宜挿入する等、市民により見やすく理解しやすいものとなるよう、工夫を凝らすこと。

6 業務遂行における運営管理

(1) 実施体制の確保

受託者は、履行期限内に円滑に事務を進められるよう、実施体制及び実施スケジュール（工程表）を作成し、十分な実施体制と実施スケジュールで臨むこと。本市との連絡調整担当者は必ず配置すること。

(2) 運営管理

本業務の進捗状況報告や本市との意見交換などを定期的に行い、受託者が議事録を作成すること。

(3) 国や県・他市の情報収集

国、県、他市の動向や取組事例については、本市へ情報提供すること。国の動向により、本業務の内容等について変更が生じる際は、本市との協議のうえ、方向性を決定すること。

7 成果物

(1) アンケート調査報告書 紙媒体及び電子データ

(2) 関係機関ヒアリング報告書 紙媒体及び電子データ

(3) 宮古島市障がい者福祉計画（概要版、詳細版） 詳細版 150 部、概要版 50 部
及び電子データ

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。又、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、予め書面により本市の承諾を得ること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項については、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、宮古島市個人情報保護条例に掲げる事項を厳守しなければならない。又、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果物は、本市に帰属する。

9 その他

社会一般に通常実施される業務項目については、本仕様書に記載の無い事項であっても業務の範囲とする。本仕様書に記載されていない事項や、疑義を生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。